令和3年度総合ねずみ駆除運動実施要領

- 1 目 的 各種の感染症・食中毒の病原体を媒介し、農作物・家具等に被害を与え、衛生的 にも経済的にも有害なねずみ族に対して、府内一斉に組織的な駆除運動を展開し、 住みよい快適な環境をつくる。
- 2 実施区域 府内全域(大阪市内を除く。)
- 3 実施期間 令和4年1月15日(土)から令和4年2月28日(月)
- 4 実施主体 大阪府・府内市町村 (大阪市は別途、事業を実施)
- 5 協 賛 一般社団法人 大阪府ペストコントロール協会
 - 一般社団法人 大阪ビルメンテナンス協会
 - 公益社団法人 大阪食品衛生協会
 - 一般社団法人 関西環境開発センター
 - 一般財団法人 大阪防疫協会
- 6 実施対象 一般家庭・官公庁・学校・その他公共施設・事務所・工場・事業場・給食施設・ 飲食営業施設など

7 実施方法

- (1) 市町村は、その地域を所管する府保健所(政令・中核市においては、当該市保健 所)(以下、「保健所」という)ならびに地域団体と連絡を密にし、地域の実情に 即した駆除計画を立て、一般家庭、その他関係先に周知徹底させるとともに積極 的な駆除作業を行うこと。
- (2) 保健所は、管内市町村と十分に連携をとり、捕そ器具、駆除薬剤の使用方法、その他作業に関する技術的指導を行うこと。
- (3) 駆除指導にあたっては、以下の点に留意すること。
 - ア 駆除については、できる限り地域単位で一斉に作業を実施すること。
 - イ 地域のねずみの生息状況を十分把握し、毒餌だけでなく、捕そ器具も併用し、 駆除効果を高めること。
 - ウ 残飯、ゴミなどのねずみの好餌となるものの管理を厳重にするとともに、ねず みの侵入の防止等、環境整備に努めること。
 - エ 毒餌の使用にあたっては、その形態及び種類を十分に了知し、配置場所を熟慮 するとともに、人畜に対する危険防止に万全を期すこと。

8 府及び市町村の行事

- (1)各市町村は保健所と協議し、本運動中に地域ごとの講習会等を開催し、作業能率の向上を図ること。
- (2) 広報用ポスターについては府で作成し、具体的な実施計画は、保健所・市町村ならびに地域団体が主体となって計画し、実施すること。
- 9 報 告
 - (1) 各市町村は本運動終了後、別添の実施報告書を作成し、貴市町村を管轄する府保健所へ、令和4年4月28日(木)までに提出すること。ただし、政令・中核市においては同期限までに直接、大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課へ提出すること。なお、未実施の場合もその旨報告すること。
 - (2) 府保健所は管内市町村の報告をとりまとめ、<u>令和4年5月27日(金)までに</u> 報告すること。